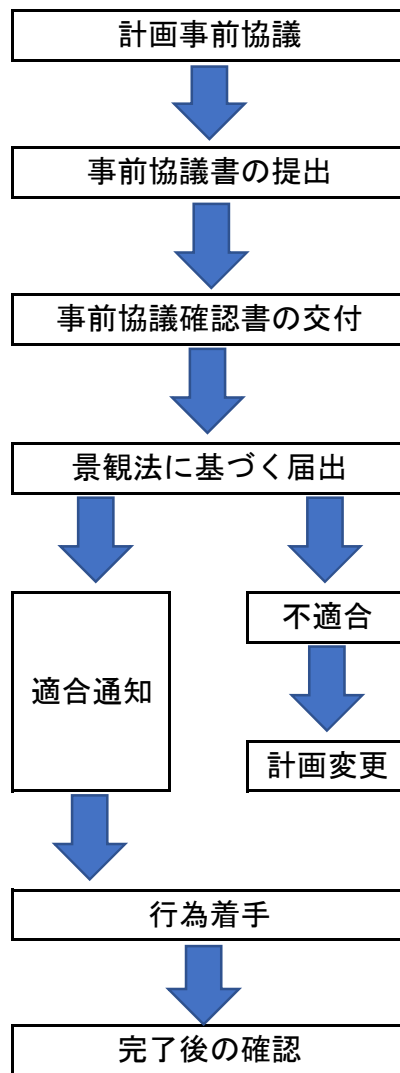


条例に基づく協議

景観法に基づく届出



計画や設計の前の段階で相談してください。

景観条例に基づき事前協議を行ってください。
行為届出の30日前までに提出してください。

事業者と町の事前協議が整った場合、確認書を
交付します。

景観法に基づく届出を行ってください。

- 景観形成基準による審査を行い、不適合の場合は、適合するよう助言・指導を行います。
- 助言・指導に応じない場合は、法に基づく勧告・変更命令を措置します。

景観計画区域における行為完了届出書を提出
してください。

これまでは、群馬県の景観条例に基づき、地域の景観に著しい影響を及ぼす可能性のある大規模な行為、町の景観条例に基づき、特定の区域における行為を制限の対象としてきました。

今後は・・・

景観計画に定められた「届出対象行為」は届出が必要となります。

届出がされた行為は「景観形成基準」に照らし、適合しているかを町が審査します。

審査の結果、不適合が生じる場合は、計画の変更などをご協力いただくこととなります。